

# ファミリー・フレンドリー企業とは？

従業員が、仕事と育児・介護・地域活動などを両立できるよう積極的に取り組む企業のことをいいます。取組を進めることにより、企業のイメージアップ、優秀な人材の確保・定着や従業員の意欲向上などにつながります。さらに、登録いただくと利用できる様々な支援メニューもご用意しております。是非ご登録ください！！

## ▶ 登録できる企業は？

愛知県内に本社や主たる事業所を置く企業（法人のほか、団体等を含みます）

ただし、次のいずれかに該当する場合は、登録の対象となりません。

1. 過去3年間に労働関係法令に違反する重大な事実があった場合
2. 暴力団員が役員となっている場合
3. 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する場合

## ▶ 登録する要件は？

1. 次世代育成支援対策推進法に規定する一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）に届け出ていること。（※1）
2. 育児・介護休業法を遵守した就業規則、規程等が整備されていること。
3. 一般事業主行動計画に定めた取組目標や規則等で定めた子育て・介護等支援制度の公表（※2）に同意すること。

（※1）従業員101人以上の企業では、一般事業主行動計画の策定・届出が義務付けられており、100人以下の企業では努力義務とされています。

（※2）「公表」とは、専用サイト「ファミフレネットあいち」で公開することです。

## ▶ 登録する内容は？

一般事業主行動計画に定めた取組目標や、就業規則等で定めた子育て・介護等の支援制度です。

「ファミフレネットあいち」の登録画面に従って入力してください。

## ▶ 登録期間

登録の日から一般事業主行動計画の計画期間の終了日まで

ファミリー・フレンドリー企業に登録するには？



## ファミリー・フレンドリー企業登録までの流れ



## ▶ 登録の申請に必要な書類

愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録申請書（様式第1号）（※1）

添付書類：（1）愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録票（様式第2号）（※2）

- （2）一般事業主行動計画
- （3）一般事業主行動計画策定・変更届（各都道府県労働局の受付印のあるもの）の写し（※3）
- （4）上記（2）以外の取組目標を定めた場合は、その計画書（任意の様式）
- （5）支援制度にかかる就業規則の写し（抜すい）

（※1）申請書は、ファミフレネットあいち（<https://famifure.pref.aichi.jp/>）から様式をダウンロードして作成します。

（※2）登録票は、同サイトの登録画面で入力して作成します。

（※3）策定・変更届（労働局の受付印のあるもの）の写しについては、各都道府県労働局の雇用環境・均等部（室）にお問い合わせください。

## ▶ 登録のステップ

### STEP 1

- 1 一般事業主行動計画を策定し、策定届を都道府県労働局へ提出

### STEP 2

- 2 就業規則等（主に育児・介護休業規程）を準備  
※育児・介護休業法を遵守している必要があります。
- 3 「ファミフレネットあいち」の登録フォームで、公開に必要な「企業情報・取組内容」を入力

### STEP 3

- 4 申請書を作成
- 5 申請書等を、所在地を所轄する県民事務所等へ提出（提出先区分は裏表紙参照）

### 申請内容の確認

- 6 提出いただいた申請書等及び入力いただいた登録等の審査を行います（1～2週間程度）

### 登録完了

- 7 登録が完了すると、登録証などを県からお渡しします。また、「ファミフレネットあいち」に企業情報や取組内容が公開されます。
- 8 登録証を掲げ、愛知県ファミリー・フレンドリー・マークを使用して、愛知県ファミリー・フレンドリー企業として対外的にPRしてください。



取り組む企業を応援します！

